

イコールリーダー解説書について

大分県発達障がい者支援センターECOAL センター長 五十嵐猛

1、背景

筆者は平成 6 年に社会福祉法人嬉泉に入社し、当時日本保育協会理事長であり、日本自閉症協会会長でもあった石井哲夫氏の師事のもとで同一敷地内に幼稚園と保育園、障がい児通園施設を運営する子どもの生活研究所にてインクルーシブ教育について学びました。その後は幼児期から成人期にかけての発達障がい支援や保護者への相談支援、保育所や学校、福祉施設等へのスーパーバイズやコンサルテーションを務め、平成 24 年の大分県豊後大野市立犬飼保育園の民間移管時には発達障がい支援と子育て支援の統合を志して「いぬかい保育園」園長に就任しました。平成 27 年からスタートした子ども子育て支援新制度のもとでは、いぬかい保育園を幼保連携型認定こども園「いぬかいこども園」に移行すると同時に児童発達支援センター、子育て支援センターを同一敷地内に併設させ、障がいの有無に関わらず、乳幼児期からのユニバーサルな支援ができる「豊後大野子育て総合支援センター」を設立しました。令和元年には大分市内でも約 4000 坪の敷地に同等の機能を有した「おおいた子育て総合支援センター」を開所しています。また、大分県では子育て満足度日本一を目指すために、家庭の孤立、貧困、虐待問題といった、子育ての困難、気になる子ども、気になる保護者に対する支援がより多く求められるといった課題に向けて行政機関や児童発達支援センターを始めとする関係諸機関との協働や連携するキーパーソンを養成する「大分県保育コーディネーター養成研修」を平成 26 年から運営しており、筆者は副委員長として手掛けているとともに、大分県保育連合会が保育所保育指針を基に制定した児童票を可視化させる「イコールリーダー」を開発しています。現在も保育コーディネーターへのフォローアップ研修を通しながら幼少連携をはじめとする子育て機関の協働支援に向けてイコールリーダーの普及と発展をすすめています。

2、目的

保育所保育指針や認定こども園教育保育要領に基づいた教育保育内容を保護者や関係諸機関に伝達していくために、児童の発達を指針や要領に基づいてこども一人一人の特性や合理的配慮、発達課題を可視化させ、就学後にも継続して教育保育が保障されていくことを目指しています。

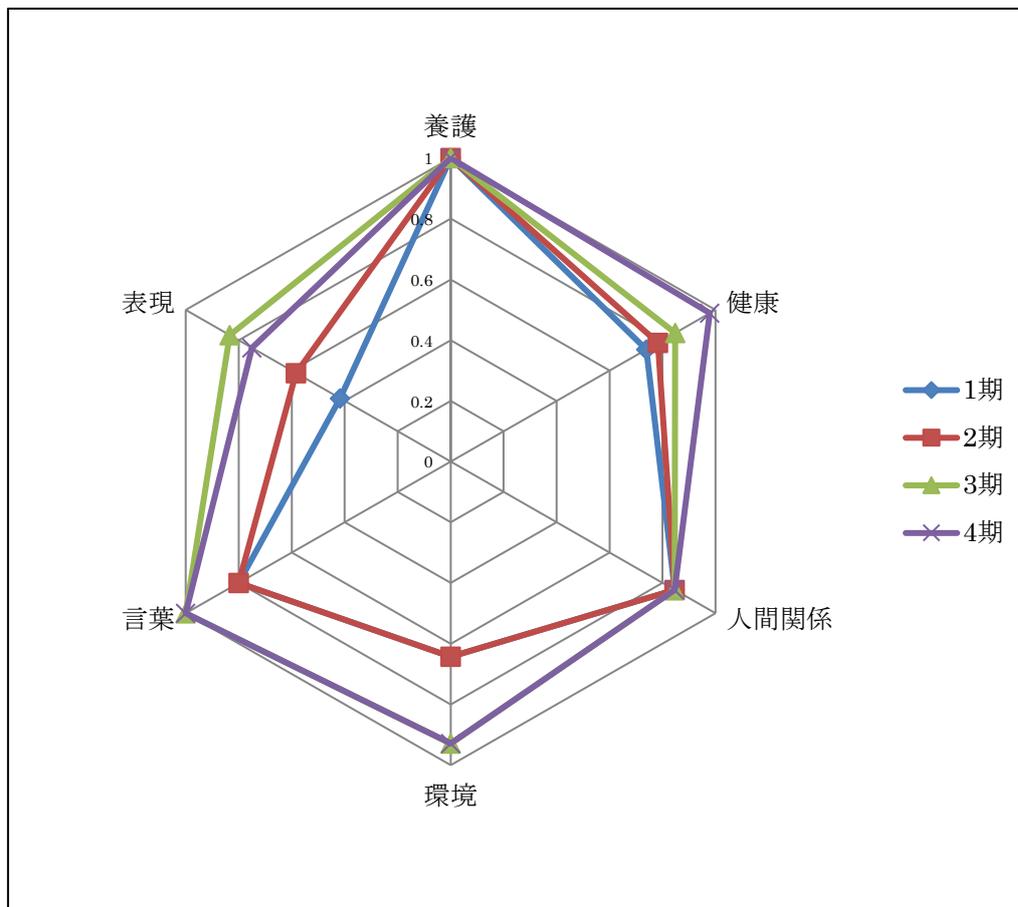
3、内容

① 保育経過記録の紹介

保育経過記録は、大分県保育士会が保育所保育指針をベースにしながら発達経過を確認するために1～5歳の年齢別に養護と5領域の育ちをチェック表にまとめたものであり、大分県下の保育所や認定こども園が全園児を対象に記録を残しています。

本経過記録は各園がクラスや園児の保育目標や保育計画を立てるために、全園児に対しての記録を残すことが義務付けられているとともに、担任となる保育士が専門的な視点で1年間を4期に分けて記録を残していることから、本記録の活用を発展させ、保育の専門的見地から児童の成長も含めてより具体的な発達を把握できることや、気になるお子さんに向けても保護者を始め、関係諸機関や園内職員の共通理解もすすみやすくなるようにレーダーチャートを使って可視化できるようにしました。

図1



②園内における事例検証

本データを園内で共有化することに向けて保育経過を記録するルールを職員間で再度意思統一を行う必要に迫られたため、以下のルールを設定して、共通の視点でチェックを行うようにしました。

◎養護は、家庭状況をもとに一般的な常識で判断すること
(お風呂は毎日入っているか、朝食を食べて来ているか等)

◎異文化については、外国人に限らず、障害者でも可とする
(障害者施設との交流等)

◎地域や行事に関しては、交流祭や高齢者施設への慰問等、外部への参加に抵抗や課題を持たなければ可とする

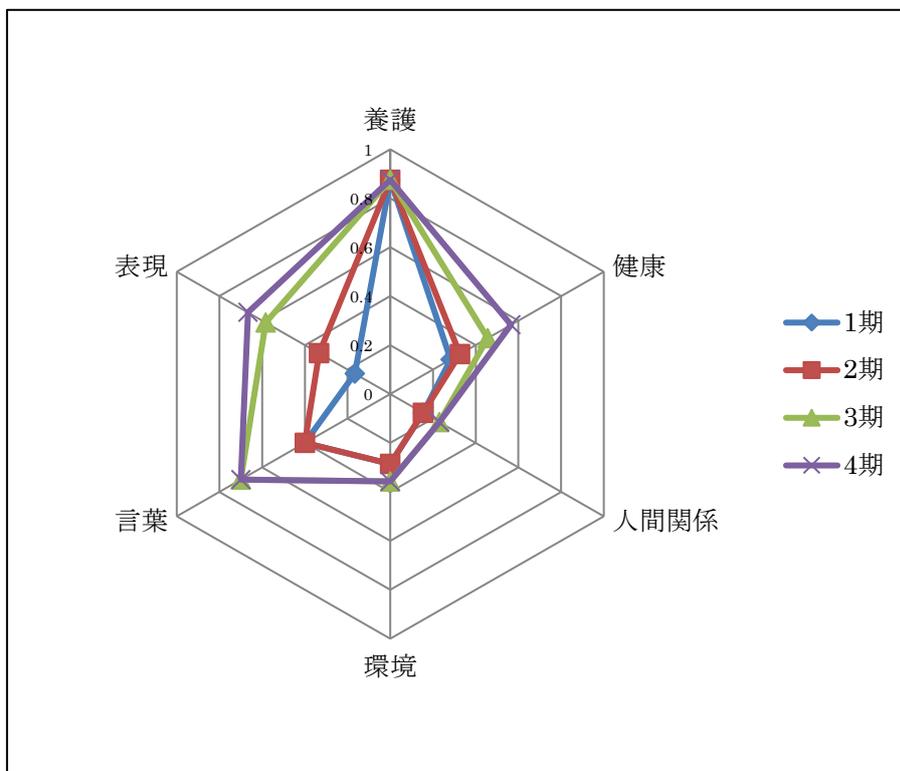
また、各項目の達成度に向けた判断や方針、意図や具体的な関わり方などについての共通理解をすすめるためには手引き書が必要になるとの意見から、園内研修にて教育保育要領解説書を持ち寄りながら、各項目を題材にした意見交換を行うことになりました。

・発達障害児と被虐待児の相似について

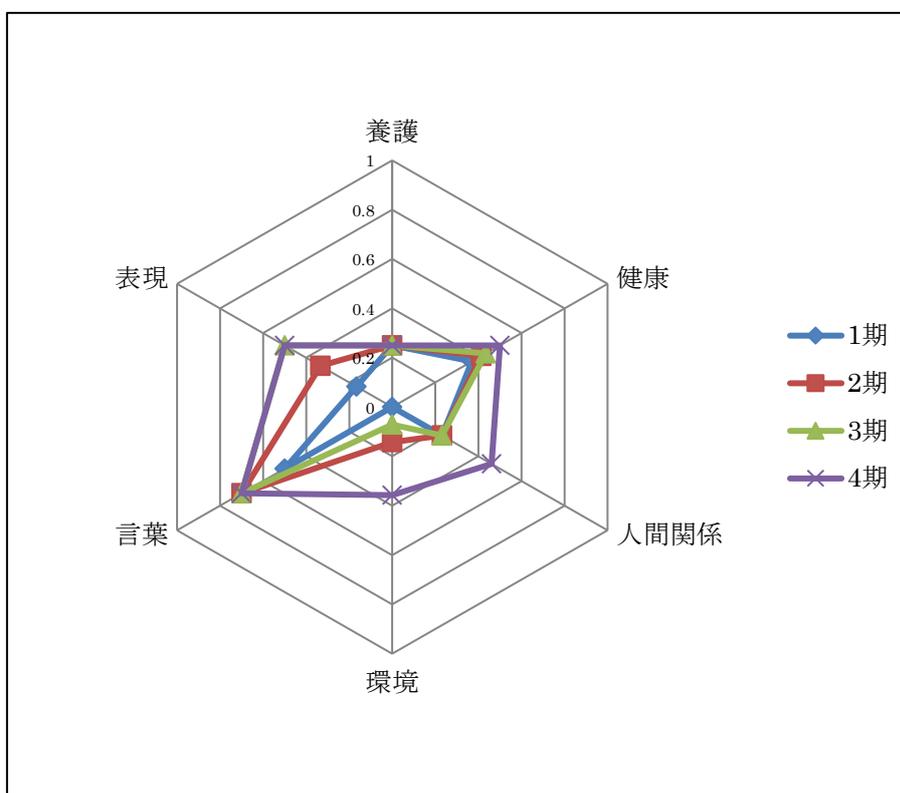
5領域内における発達の遅れや偏りの面では目立つ点は相似していますが、養護面での評価に違いがあることから、家庭環境と器質面に向けて異なる配慮が必要であることが考えられます。具体的には、両タイプとも発達に偏りのある部分への配慮が必要ですが、Bタイプの児童は、まず、生活環境の見直しに伴って人間関係や環境適応の発達が促されることが期待できることに比べて、Aタイプは養護面に課題がないことから器質的な特徴への理解と支援が主に必要とされていることがうかがわれます。その結果、B児は第一に家庭環境の改善や保育園内では養護的な関わりに比重を置くことが重要であり、A児は器質的な特徴について保護者を始め保育や支援に関わる者が共有していくことが大切であると認識しています。

具体的な事例としては、A・B児ともに運動会の練習場面にて集団への参加がすすみにくい様子が見られた時、器質的特性から参加する意図を共有できにくいA児には保護者や周囲の期待や評価を伝えていくことで本人がクラスへの帰属意識を持てるように配慮していきましたが、B児の場合は保護者との愛着関係の成立が不十分であることから周囲の友達よりも担任の注目を自分に向けたい気持ちが強いことを職員間で共通理解した上で、キーマンとなる担任から個別的な期待や評価を伝えるように配慮していった結果、本児から「〇〇先生のために頑張る」と言って練習に臨む姿がみられるようになって、本番でも活躍する姿がみられました。

図A



図B

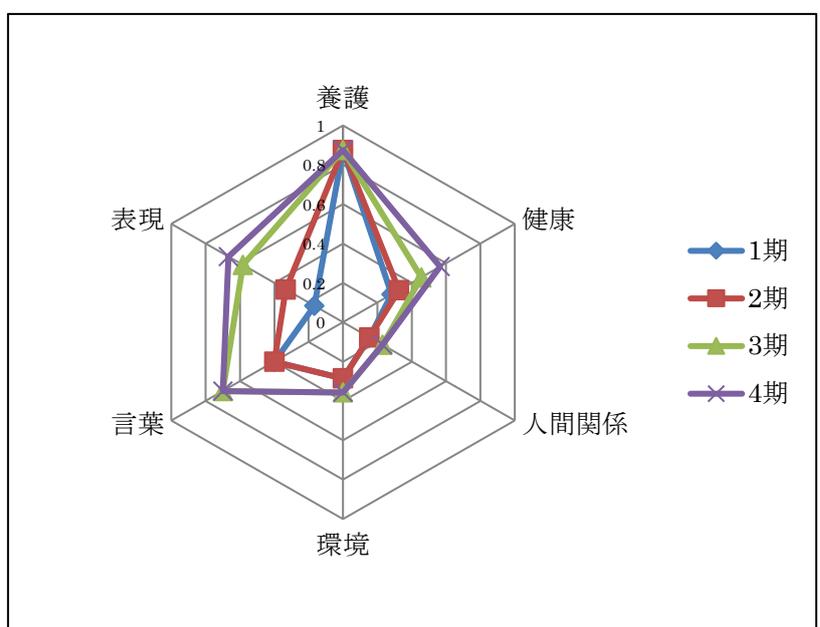


・発達障害児と知的障害児の違いについて

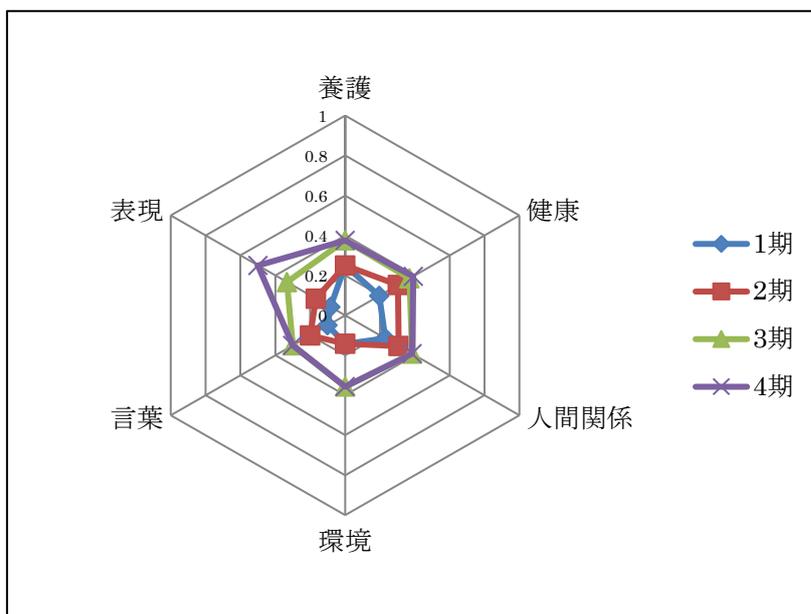
A児の場合にはチャートがアンバランスな形状をしていることから発達の偏りが表れている一方、B児はチャートの歪みが少ないことから均等に遅れがあるというように、チャートの形から双方の発達特徴に差異を確認することができました。また、C児は、養護の部分も低く出ており、要因として保護者にも知的な面での遅れがあることが疑われます。

具体的な事例としては、全体的な遅れに向けた配慮を行うとともに、ネグレクト予防に向けた家庭支援を児童発達支援センターや市などと協働してフォローしていくとともに、その経過を就学先の学校にも伝達するようにしました。

図A



図C



③類型別による支援ニーズについて

大分県保育コーディネーター・フォローアップ研修にて約 30 園から寄せられた事例を元にレーダーチャートを作成したところ、チャートの形に応じて幾つかの類型に分けられることに気がきました。以下の 4 事例を通して紹介いたします。

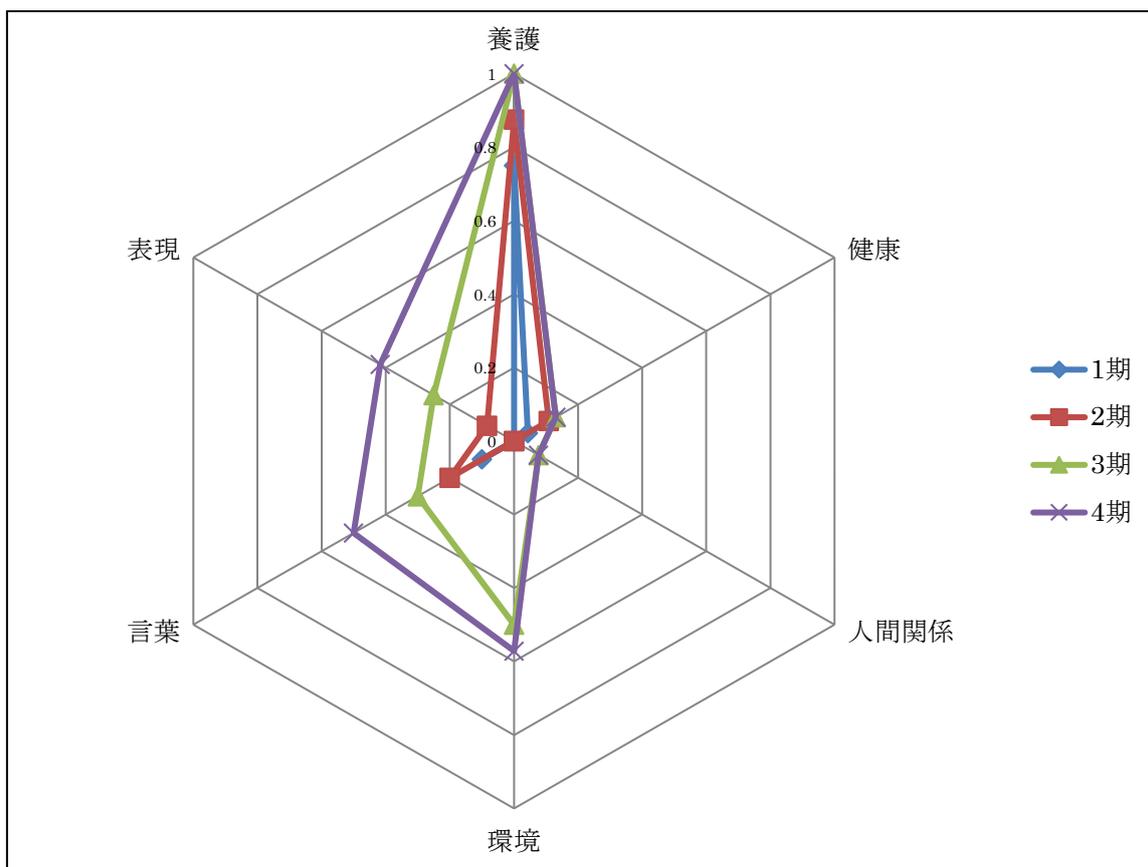
・医療における診断や訓練が求められる児童

図Dのように全体的な遅れが目立ち、言葉や健康面での遅れが目立つ児童は、知的な遅れが疑われます。このような特徴を有する児童は、健診の場面や保護者にも発達の遅れが気付きやすいため、早期から医療機関を受診して OT や ST などの機能訓練を受けることが望ましく、その機会も得やすいようです。

また、幼稚園や就学に向けて集団適応力を伸ばすためには、児童発達支援センターを利用して小集団の中で専門的なコミュニケーション支援を受けていくことも必要になっていきます。

具体的な事例としては、保育所と児童発達支援センターを併用しながら、定期的に医療機関で機能訓練を受けることで、発達が進んでいる様子がみられています。

図D

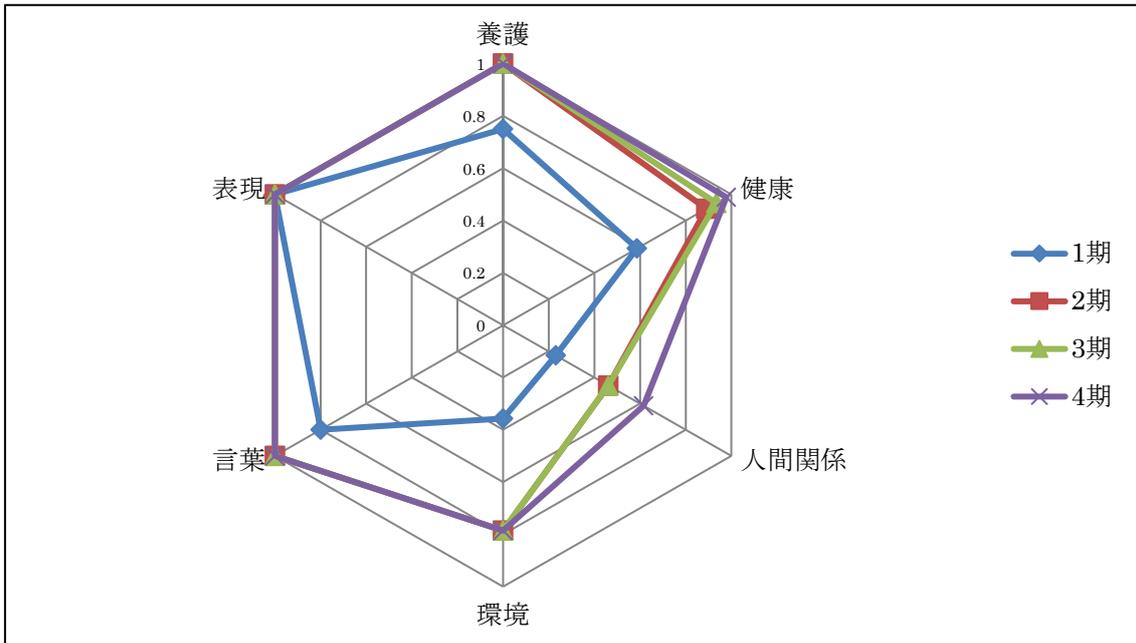


・ 児童発達支援等の小集団による支援が必要な児童

図Eの児童は言葉や表現、健康面での遅れが目立たないため、健診の場面や保護者にも発達の遅れが気付かれにくいのですが、人間関係や環境への適応に遅れが目立つという発達の偏りが強く出ていることから、幼稚園や保育園等の集団場面の中で特別な配慮が求められる傾向があります。こうしたタイプの児童には医療機関におけるOTやSTなどの機能訓練よりも、児童発達支援センターを利用して小集団の中で代弁を通したコミュニケーション支援を受けながら、一時保育や保育所等訪問支援事業などを使って母体となる園生活に段階的に汎化させていくような支援が必要とされていきます。

具体的な事例では、保育所に在籍している保育コーディネーターから児童発達支援センターに相談連絡があり、保護者との三者面談の結果、児童発達支援センターを中心とした併用に切り替えることで集団への適応力があげていくことができました。その後は、保育所等訪問支援事業や関係者会議を通しながら、児童発達支援センターの利用日数を段階的に減らしていくことができ、就学準備も順調にすすめていくことができました。

図E



・ 家庭への支援が優先される児童

図Fの児童は養護の面の遅れが目立ってみられるため、家庭への支援や母親に向けたカウンセリング支援が求められていることがわかります。そのため、保育コーディネーターを中心に保健師や児童家庭支援員、児童発達支援センターの職員が協働的に母子に対するケアをすすめていきましたが、なかなか改善がみられず、発達が伸び悩んでいる結果が表れています。支援を継続していく努力にも限界があり、本児は保育所を退園して児童養護施設に措置されることになりました。

反対に、図Gの児童は、家庭支援が進んだ好事例です。本事例は、保育所が児童の養護部分が低いことに着目し、保育コーディネーターが軸となって母親の悩みを受け止めながら児童発達支援センターや保健所などの関係機関につないでいきました。その結果、第1期に低かった養護の項目が第2期以降徐々にあがっていくと同時に、他領域の成長もみられていきました。家庭支援が児童の発達保障にもつながったことをあらためて確認することができた事例です。

図F

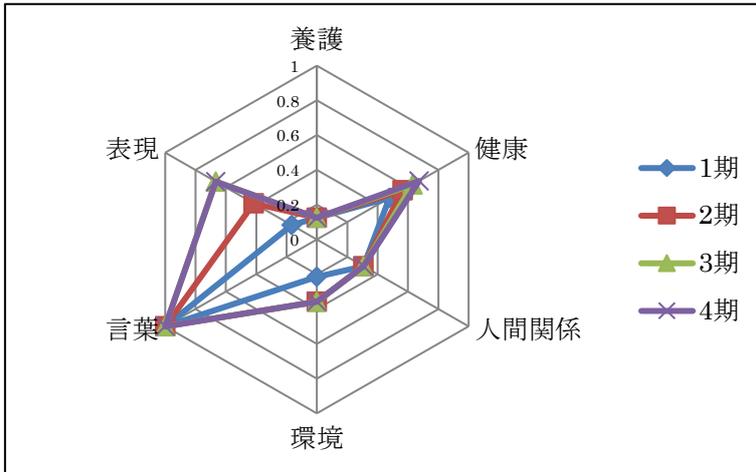
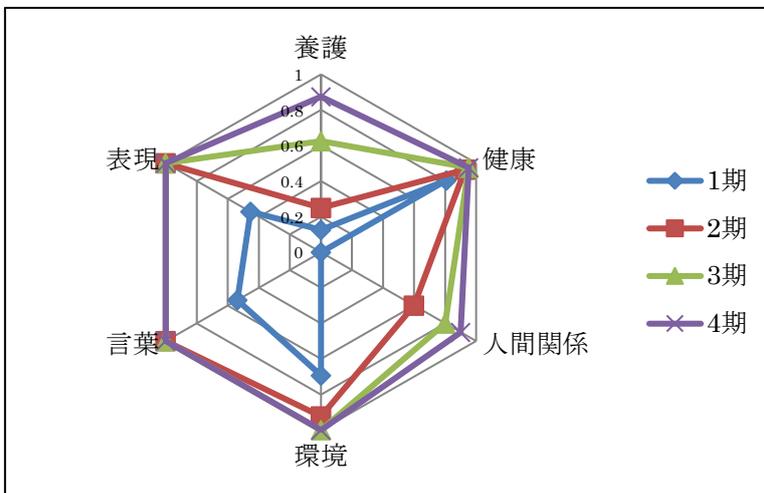


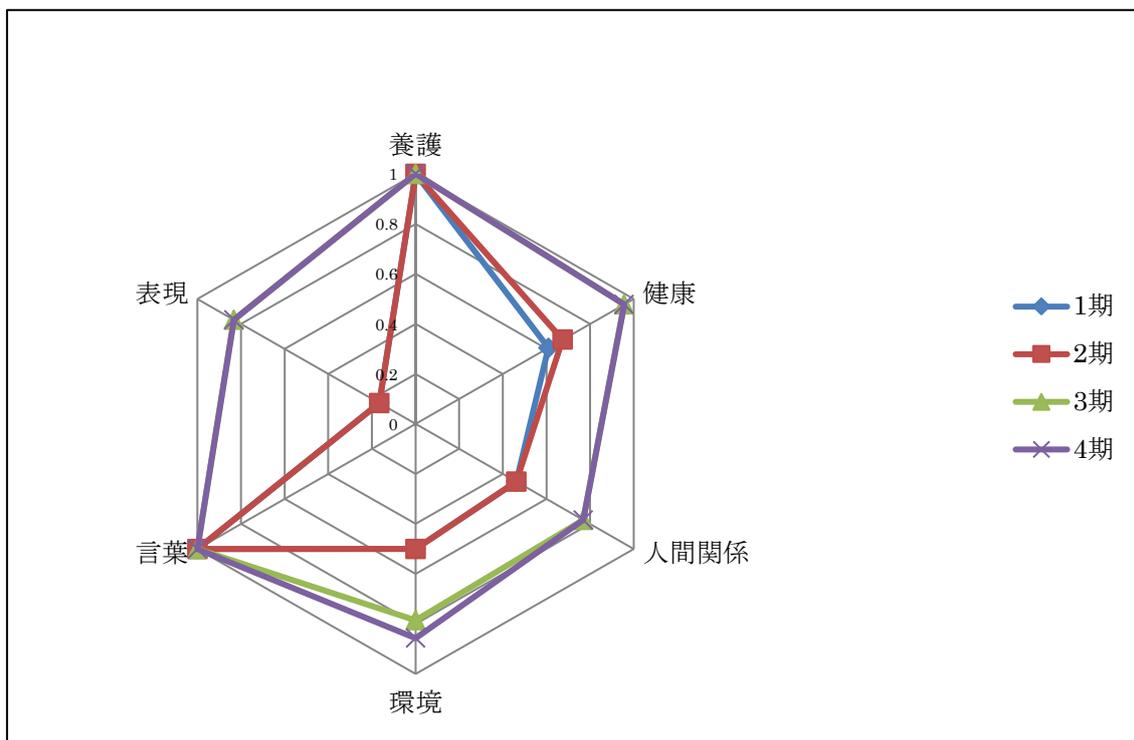
図 G



・園内の配慮によって成長が見込まれる児童

学校や幼稚園へのつなぎ等、関係機関との切れ目のない支援に向けて、本チャートを通して発達と環境構成との相互作用を具体的に理解することができるようになります。図Hの児童は第3期の運動会後に表現や協調性などの伸びを確認することができたことから、その時期に行った配慮や行事に向けてのエピソード等を引き継ぐというように、引き継ぎ内容のターゲットが絞りやすくなりました。

図 H



④保護者の変化

保護者が保育者と一緒に発達経過記録を記入してみることで、自分の関わりに多くの気付きを得ることができたようです。

また、保育士よりも保護者の方が子どもへの評価が高いという結果が多くみられ、保育士は子どもの発達過程に基づいて他児とも比較させるという専門的な見地で記録していることに比べて、保護者側は子どもにかかる期待が高い様子がうかがえました。このズレについては保護者の期待する発達像を共通の目標と捉えることで、保育所と家庭との間で協働的な支援をすすめやすくなっていきました。

逆に、保育士よりも保護者の方が〇を少なくつけるといった事例があり、その保護者との面談を通して、自分が育児に対して自信が無いことや、子どもを理解する力や意欲がないという悩みを抱えていることが分かったため、定期的に臨床心理士のカウンセリングをすすめていった結果、母子関係の向上がみられていったこともありました。

6. 成果

保育経過記録を可視化させたことにより、職員間だけでなく保護者を始めとする関係機関の支援者や園内の職員と同じ目線で子ども一人ひとりの発達段階や配慮点などが共有しやすくなったと同時に、発達課題を残したまま就学する児童に向けて養護と五領域の育ちを学校へ引き継いでいくことの重要性を再確認することができました。

具体的には、園内では、クラスや個別の教育保育計画や特別保育の計画を作成する時に伸び悩んでみられる領域を保育経過記録の下位項目に降りて確認することで、個々の課題

点や配慮点の違い、優先順位、早期支援の必要性を見定めやすくなると同時に、チャートの類型を整理することで、同じ事例への配慮や対応方法についての見通しも持ちやすくなりました。

また、各項目の達成度に向けた判断や方針、意図や具体的な関わり方などについての共通理解をすすめていく際にも、保育所保育指針等の解説書を読み合わせることで、より高い効果が期待できますし、4回にわたる発達記録の中で環境と発達との関連性についても理解を一層深めることができるようになっていきます。

関係機関とは、こどもの発達段階を図形で捉えることにより、関係者が保育者と同じ目線で子どもの発達を捉えやすくなることで、児童発達支援センター等の関係機関の方々とも子ども一人ひとりの課題や配慮点、支援経過等を共有しやすくなるとともに、就学前後に保育内容を引き継ぐ際にも、日常の配慮や教育保育の内容が伝わりやすくなりました。

今後も、大分県保育コーディネーター・フォローアップ研修等において、本経過記録を活用しながら「ていねいな保育」を追求していき、バージョンアップをすすめていきますので、ご意見ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



イコールリーダー・クラウド版